

平成29年3月15日

文部科学省大学振興課長

角 田 喜 彦 殿

日本教育大学協会長

出 口 利 定

教職大学院の改革に関する意見

知識基盤社会の到来、情報化やグローバル化の進展、少子高齢化など社会全体が激しく変化するなかで、社会の持続可能な発展や地方の活性化を図るとともに、子供たち一人一人が社会の中で自己実現を図り、豊かな人生を送ることができる社会を実現する上で、学校教育が果たす役割はますます重要となっている。このような状況に対応する上で、学校教育を担う教員の資質能力の向上が求められていることは中央教育審議会答申等が指摘するところであり、開放制の教員養成において中核的な役割を担ってきた国立教員養成大学・学部は、これらの課題に対し先頭に立って取り組むことが期待されている。

その一方で、国立大学の基盤を支える運営費交付金は長期にわたって削減が続き、特に、人件費の割合が高い教員養成分野の状況は極めて深刻である。

このような状況の中、国立教員養成大学・学部はこれまで我が国の教員養成の中核を担い、地域の特性にあった教育や特色ある教員養成プログラムの開発などを行い、教育界を支える人材を多数養成してきた。また、地域の教育拠点として学校現場と連携した実践的な再教育や研修を実施し、教員の質の向上に寄与してきた。

しかしながら、近年、いじめ、不登校、LGBT、国際化、情報教育の進展など学校現場は複雑かつ多様化し、専門性や実践力が備わった人材が求められている中、社会との繋がりを重視した新学習指導要領への対応や社会や学校現場が求める次世代の教育を担う人材をいかに養成していくかが課題となっている。特に教職大学院においては、次世代の教育を担う真の高度専門職業人の養成機関へと拡充・発展するために、各大学・学部は教職大学院の改革に向け努力しているところであるが、教育課程や教員組織における理論と実践の融合、修学のための環境整備、学校現場や教育委員会との連携など様々な課題がある。

これらを解決するために、教育課程（教科教育の導入や充実が必要となるため共通領域の見直し）や教員組織（学部と教職大学院との一体化が必要となるため専任教員や実務家教員の取扱いの見直し）の改善、進学等の意思を高めるための支援といったことが必要とされているところである。

「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」において、国立教員養成大学・学部に対する様々な課題が指摘されている。各大学・学部はこれまでも様々な改革を行って来ているが、依然として教員養成に対し、様々な課題を抱えているという指摘があることは真摯に受け止める。これまでの自らの歩みを検証し、今後の我が国の教員養成の発展のために各大学・学部は危機感を持ち、これまで以上に改革に取り組む覚悟である。

日本教育大学協会として、会員大学・学部がそれぞれの置かれている現状、様々な条件を踏まえて、国立教員養成大学・学部が役割を果たしていくために、教職大学院を改革する上での諸課題について解決できるよう別紙のとおり強く要望するものである。

1. 教職大学院修了者へのインセンティブの制度化について

- 教職大学院修了者向け採用試験の実施，名簿登載期間の延長，初任者研修免除，昇任の資格要件化などが全国的に共通して実施されるよう，国として教職大学院修了者に対するインセンティブを制度化すること。
- 教職大学院修了者に対する人事上の処遇，免許上の位置づけの改善など，学部段階での教員養成システムと接続した高度専門職業人としてのキャリア形成の中に教職大学院を明確に位置付けるとともに，キャリア形成の中に教職大学院での学修を明確に位置づけるよう国として各自治体に積極的に促進すること。

2. 教職大学院の教員について

- 学部と教職大学院との一体化が必要となるため教職大学院専任教員と学部専任教員のダブルカウントに係る特例措置を撤廃し，ダブルカウントを恒久化すること。
- 実務家教員の設置基準上に係る必要教員数の割合や実務経験の取扱いを緩和すること。
- 教職大学院の専任教員が担当できる学部教育の単位数について，各大学の裁量でより柔軟で緩やかな措置を可能とすること。

3. 教職大学院の教育課程について

- 教科教育の導入や充実を図るため，実習時間数や共通科目の取扱いを緩和するなど教科と教職の科目がバランス良く学修可能な教育課程の運用をできるようにすること。

4. 教職大学院の博士課程への接続について

- 教職大学院担当の教員等を養成できるよう，教職大学院から博士課程への接続を円滑にし，教育実践研究の方法等を取り入れるなど研究と実践のバランスを図ること。

5. 国からの財政的支援について

- 意欲のある学卒者，現職教員が，教職大学院で学べるよう，入学金や授業料の免除・減免のための財政的な支援を充実すること。
- 教職大学院の学生定員増及び現職教員研修機関化に伴う環境整備のための財政的な支援を措置すること。
- 現職教員の研修等定数を基礎定数に算入するなど，教員の一定割合が継続的に教職大学院で学べる体制を整備すること。

6. その他

- 教職大学院での科目等履修制度や履修証明制度等を活用した非正規学生（定員外）の受入に伴い発生する教員の負担や財政的な負担に配慮した制度設計とすること。また，これらの仕組みによって専修免許状を取得する者と比して，正規学生（定員内）として入学して専門職学位の取得と併せて専修免許状を取得する者のメリットが明確になるようにすること。
- 各大学の事情を考慮して，高度な専門性を要する教育課題への対応，専門的な支援，留学生の受け入れなどへの柔軟な設計を認めること。
- 教職大学院と修士課程の役割の在り方について，社会状況の変化を踏まえ，更に議論を深めること。